

令和5年11月20日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 穂山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

令和5年8月31日付け厚生労働省発生食0831第12号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づくテブフェンピラドに係る食品中の農薬の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

テブフェンピラド

今般の残留基準の検討については、海外機関から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、食品安全委員会において厚生労働大臣からの依頼に伴う食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：テブフェンピラド [Tebufenpyrad (ISO)]

(2) 分類：農薬

(3) 用途：殺虫剤

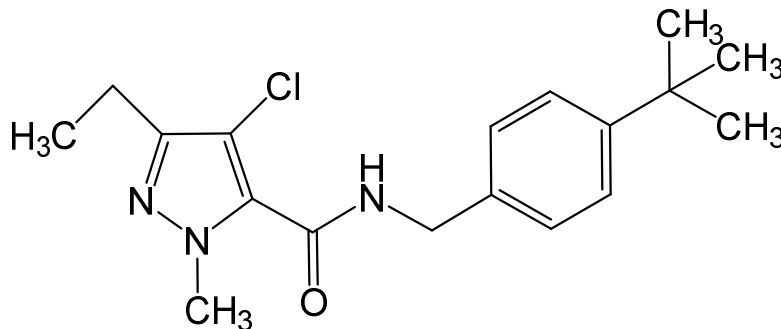
ピラゾール環を有する殺虫剤であり、ミトコンドリア電子伝達系複合体 I 阻害による呼吸阻害により殺虫効果を示すと考えられている。

(4) 化学名及びCAS番号

N-[4-(*tert*-Butyl)benzyl]-4-chloro-3-ethyl-1-methyl-1*H*-pyrazole-5-carboxamide (IUPAC)

1*H*-Pyrazole-5-carboxamide, 4-chloro-*N*-[[4-(1,1-dimethylethyl)phenyl]methyl]-3-ethyl-1-methyl- (CAS : No. 119168-77-3)

(5) 構造式及び物性



分子式	C ₁₈ H ₂₄ ClN ₃ O
分子量	333.86
水溶解度	2.61 × 10 ⁻³ g/L (25°C)
分配係数	log ₁₀ Pow = 4.93 (25°C)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

(1) 国内での使用方法

① 10.0%テブフェンピラド水和剤

作物名	適用	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	テブフェンピラドを含む農薬の総使用回数
りんご	ハダニ類	1000～2000倍	200～700 L/10 a	収穫14日前まで	1回	散布	1回
	エキヤギアブラムシ リンゴサビダニ うどんこ病	2000倍					
なし	ハダニ類	1000～2000倍					
	ニセナシサビダニ	1000倍					
かんきつ (みかんを除く)	ミカンハダニ	1000～2000倍		収穫21日前まで			
	チャノホリダニ	2000倍					
みかん	ミカンハダニ	1000～2000倍		収穫前日まで			
	チャノホリダニ	2000倍					
もも	ハダニ類	1000～2000倍		収穫14日前まで			
おうとう		1000倍		収穫30日前まで			
大粒種 ぶどう		2000倍					
いちじく				ハダニ類 イチジクモンサビダニ			
かき	ハダニ類 カキサビダニ	2000倍		収穫21日前まで			
パパイヤ	ハダニ類	1000倍	収穫3日前まで				
マンゴー			収穫14日前まで				

② 10.0%テブフェンピラド乳剤

作物名	適用	希釈倍数	使用 液量	使用 時期	本剤の 使用回数	使用 方法	テブフェンピラド を含む農薬の 総使用回数	
なす	チャノホリダニ	2000倍	150～300 L/10 a	収穫前日 まで	1回	散布	1回	
いちご	ハダニ類	2000～ 3000倍			2回以内		2回以内	2回以内
	うどんこ病 アブラムシ類	2000倍						
すいか メロン	ハダニ類	2000～ 3000倍	200～700 L/10 a	収穫3日 前まで	1回		1回	
もも		1000～ 2000倍		収穫14日 前まで				
おうとう				収穫30日 前まで				
あずき		2000～ 3000倍	収穫7日 前まで					
きゅうり			アブラムシ類	150～300 L/10 a				収穫前日 まで
		さといも	2000倍					
茶	カンザリハダニ	1000～ 2000倍	200～400 L/10 a	摘採21日 前まで				
	チャノミドリヒメヨコバイ コミカンアブラムシ	1000倍						

③ 10.0%テブフェンピラド・4.0%BPMCくん煙剤

作物名	適用場所	適用	使用量	使用 時期	本剤の 使用回数	使用 方法	テブフェンピラド を含む農薬の 総使用回数
いちご	温室・ビニールハウス等 密閉できる場所	うどんこ病 アブラムシ類 ハダニ類	くん煙室容積 400 m ³ (床面積200 m ² ×高さ2 m) 当り75 g	収穫前日 まで	2回以内	くん煙	2回以内
きゅうり なす					1回		1回

(2) 海外での使用方法

とうがらしに係る残留基準の設定について今回インポートトレランス申請がなされており、今回申請に係る作物を四角囲いしている。

① 20.0%テブフェンピラド水和剤 (イタリア)

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
トマト	ハダニ類	0.2 kg ai/ha	収穫3日前まで	1回	散布
核果類 (もも、あんず、ネクタリン)		0.13 kg ai/ha	収穫14日前まで		

ai : active ingredient (有効成分)

② 20.0%テブフェンピラド水和剤 (スペイン)

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
トマト きゅうり	ハダニ類	0.2 kg ai/ha	収穫3日前まで	1回	散布

③ 20.0%テブフェンピラド水和剤 (フランス)

作物名	適用	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
もも ネクタリン	ハダニ類	0.1 kg ai/ha	収穫14日前まで	1回	散布

④ 10.0%テブフェンピラド乳剤 (韓国)

作物名	適用	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
えごま	ナミハダニ	2000倍	収穫3日前まで	2回	散布
とうがらし	チャノホリダニ (<i>Polyphagotarsonemus latus</i>)				

3. 代謝試験

(1) 植物代謝試験

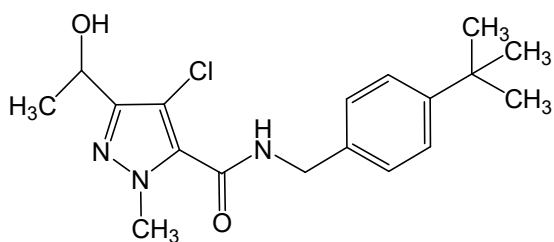
植物代謝試験が、なす、ひめりんご、りんご及びぶどうで実施されており、可食部で10%TRR^{注)}以上認められた代謝物は、代謝物F（代謝物H及び構造未同定の酸性抱合体と推定される化合物を含む）（なす（果実））であった。

注) %TRR：総放射性残留物（TRR：Total Radioactive Residues）濃度に対する比率（%）

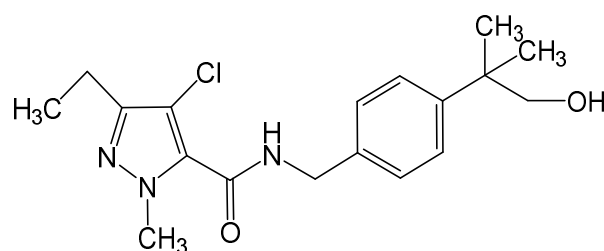
【代謝物略称一覧】

略称	JMPR評価書の略称	化学名
B	—	<i>N</i> -(4- <i>tert</i> -ブチルベンジル)-4-クロロ-3-(1-ヒドロキシエチル)-1-メチル-5-ピラゾールカルボキサミド
F	—	<i>N</i> -[4-(1-ヒドロキシメチル-1-メチルエチル)ベンジル]-4-クロロ-3-エチル-1-メチル-5-ピラゾールカルボキサミド
H	—	<i>N</i> -[4-(1,1-ジメチル-2-β-グルコシルオキシ)エチルベンジル]-4-クロロ-3-エチル-1-メチル-5-ピラゾールカルボキサミド

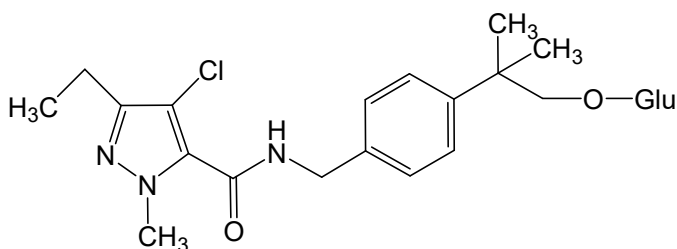
—：JMPRで評価されていない。



代謝物B



代謝物F



代謝物H

注) 残留試験の分析対象となっている代謝物について構造式を明記した。

4. 作物残留試験

(1) 分析の概要

【国内】

① 分析対象物質

- ・テブフェンピラド
- ・代謝物B及びその抱合体
- ・代謝物F及びその抱合体

② 分析法の概要

i) テブフェンピラド

試料からアセトンで抽出し、必要に応じて n -ヘキサンに転溶し、オクタデシルシリル化シリカゲル (C₁₈) カラム、多孔性ケイソウ土カラム及びフロリジルカラム、多孔性ケイソウ土カラム及びグラファイトカーボン・フロリジル連結カラム又はグラファイトカーボン/アミノプロピルシリル化シリカゲル (NH₂) /シリカゲル積層カラムを用いて精製した後、アルカリ熱イオン化検出器付きガスクロマトグラフ (GC-FTD) 又は高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ (GC-NPD) で定量する。

定量限界：0.01～0.04 mg/kg

ii) 代謝物B及び代謝物F

試料からアセトン又はメタノールで抽出し、ジクロロメタンに転溶する。フロリジルカラム又はシアノプロピルシリル化シリカゲル (CN) カラム及びC₁₈カラムを用いて精製した後、GC-NPDで定量する。

iii) 代謝物B（抱合体を含む。）及び代謝物F（抱合体を含む。）

試料からアセトン及び水・メタノール (1:4) 混液で抽出し、アセトニトリルに転溶する。塩酸を加えて加熱還流し、加水分解する。水酸化ナトリウム溶液を加えてpH 7～8に調整した後、ジエチルエーテルで抽出し、ジアゾメタンでメチル化する。CNカラムを用いて精製した後、GC-NPDで定量する。

なお、代謝物B及び代謝物Fの分析値は、それぞれ換算係数0.95及び0.95を用いてテブフェンピラド濃度に換算した値として示した。

定量限界：

代謝物B（抱合体を含む。） 0.01 mg/kg（テブフェンピラド換算濃度）

代謝物F（抱合体を含む。） 0.01 mg/kg（テブフェンピラド換算濃度）

【海外】

① 分析対象物質

- ・テブフェンピラド

② 分析法の概要

i) テブフェンピラド

試料からアセトニトリルで抽出し、硫酸マグネシウム、塩化ナトリウム、クエン酸三ナトリウム二水和物及びクエン酸水素二ナトリウムセスキ水和物を加えて振とうした後、遠心分離する。必要に応じて硫酸マグネシウム、エチレンジアミン-N-プロピルシリル化シリカゲル（PSA）粉末及びC₁₈粉末を加えて振とうした後、遠心分離する。上澄液を液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計（LC-MS/MS）で定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、ジクロロメタンに転溶する。凝固処理した後、ジクロロメタンに転溶し、フロリジルカラムを用いて精製した後、GC-NPDで定量する。

または、試料からアセトンで抽出し、*n*-ヘキサンに転溶する。グリセリルプロピルシリル化シリカゲル（ジオール）カラムを用いて精製した後、GC-FTD、GC-NPD又はガスクロマトグラフ・質量分析計（GC-MS）で定量する。

あるいは、試料に酢酸エチルを加えて磨砕した後、硫酸マグネシウムを加えて磨砕して抽出する。PSA粉末及び硫酸マグネシウムを加えて攪拌した後、遠心分離し、上澄液をGC-NPDで定量する。

定量限界：0.01～0.05 mg/kg

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-2及び1-3を参照。

5. ADI及びARfDの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたテブフェンピラドに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

(1) ADI

無毒性量：0.82 mg/kg 体重/day

- | | |
|---------|---------------|
| （動物種） | 雄ラット |
| （投与方法） | 混餌 |
| （試験の種類） | 慢性毒性/発がん性併合試験 |

(期間) 2年間
安全係数： 100
ADI : 0.0082 mg/kg 体重/day

ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雄で肝細胞腺腫の発生頻度増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。

(参考)

ヒトリンパ球細胞を用いた染色体異常試験において、代謝活性化系非存在下において陽性であったが、より高用量まで実施した同試験では陰性であり、小核試験でも陰性であった。また、その他の試験ではいずれも陰性であり、テブフェンピラドには生体において問題となる遺伝毒性はないものと考えられた。

(2) ARfD

無毒性量： 15 mg/kg 体重/day
(動物種) ウサギ
(投与方法) 強制経口
(試験の種類) 発生毒性試験
(期間) 妊娠6～18日
安全係数： 100
ARfD : 0.15 mg/kg 体重

6. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、カナダにおいてぶどうに、EUにおいてりんご、きゅうり等に、豪州において仁果類、もも等に基準値が設定されている。

7. 残留規制

(1) 残留の規制対象

テブフェンピラドとする。

植物代謝試験において、主な残留物はテブフェンピラドであり、10%TRR以上認められた代謝物として代謝物F(抱合体を含む。)が認められたが、一部の作物残留試験において測定された代謝物F(抱合体を含む。)は定量限界未満であった。また、一部の作物残留試験において代謝物B(抱合体を含む。)の分析も行われているが、定量限界未満であった。以上のことから、残留の規制対象にはこれら代謝物を含めず、テブフェンピラド

のみとする。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

8. 暴露評価

(1) 暴露評価対象

テブフェンピラドとする。

植物代謝試験において、農産物の可食部に主に残留するのは未変化のテブフェンピラドであり、処理後日数が経過したなす果実において代謝物F(抱合体を含む。)が10%TRR以上認められたが、なす及びりんごの作物残留試験においては代謝物F(抱合体を含む。)は定量限界未満であり、また代謝物B(抱合体を含む。)についても定量限界未満であった。このことから、暴露評価対象にはこれらの代謝物を含めず、テブフェンピラドのみとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をテブフェンピラド(親化合物のみ)としている。

(2) 暴露評価結果

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	EDI/ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1歳以上)	11.4
幼小児 (1~6歳)	29.4
妊婦	9.1
高齢者 (65歳以上)	13.3

注) 各食品の平均摂取量は、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

② 短期暴露評価

各食品の短期推定摂取量(ESTI)を算出したところ、国民全体(1歳以上)及び幼小児(1~6歳)のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量(ARFD)を超えていない^{注)}。詳細な暴露評価は別紙4-1及び4-2参照。

注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを算出した。

テブフェンピラドの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注1) 【テブフェンピラド/代謝物B(抱合体を含む。)/代謝物F(抱合体を含む。)]
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
あずき (乾燥子実)	2	10.0%乳剤	1000倍散布 200 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A: *0.04/-/- (*1回, 21日) 圃場B: 0.01/-/-
さといも (塊茎)	2	10.0%乳剤	2000倍散布 300, 400 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: <0.01/-/- 圃場B: <0.01/-/- (#)
なす (果実)	2	10.0%乳剤	3000倍散布 200 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: 0.04/<0.01/<0.01 圃場B: *0.04/<0.01/<0.01 (*1回, 3日)
	2	10.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: 0.08/-/- 圃場B: 0.18/-/-
	2	10.0%くん煙剤	75 g/400 m ³ くん煙	1	1, 3, 7	圃場A: 0.07/-/- 圃場B: 0.05/-/-
きゅうり (果実)	2	10.0%乳剤	3000倍散布 200 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: <0.01/-/- 圃場B: 0.02/-/-
	1	10.0%乳剤	2000倍散布 250 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: 0.03/-/-
	1	10.0%乳剤	1000倍散布 200 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: 0.06/-/- (#)
	2	10.0%くん煙剤	75 g/400 m ³ くん煙	1	1, 3, 7	圃場A: 0.04/-/- 圃場B: 0.02/-/-
すいか (果肉)	2	10.0%乳剤	2000倍散布 300 L/10 a	1	3, 7, 14	圃場A: <0.01/-/- 圃場B: <0.01/-/-
	3	10.0%乳剤	2000倍散布 267, 277, 222 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: <0.01/-/- 圃場B: <0.01/-/- 圃場C: <0.01/-/-
	3	10.0%乳剤	2000倍散布 267, 277, 222 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: *0.10/-/-注2) (*1回, 7日) 圃場B: 0.12/-/-注2) 圃場C: 0.08/-/-注2)
すいか (果実)	3	10.0%乳剤	2000倍散布 267, 277, 222 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: 0.02/-/- 圃場B: 0.03/-/- 圃場C: 0.02/-/-
メロン (果肉)	2	10.0%乳剤	2000倍散布 250 L/10 a	1	3, 7, 14	圃場A: <0.01/-/- 圃場B: <0.01/-/-
	3	10.0%乳剤	2000倍散布 283, 281, 217 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: <0.01/-/- 圃場B: <0.01/-/- 圃場C: <0.01/-/-
	3	10.0%乳剤	2000倍散布 283, 281, 217 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: 0.85/-/- 圃場B: *0.68/-/- (*1回, 7日) 圃場C: 0.54/-/-
メロン (果実)	3	10.0%乳剤	2000倍散布 283, 281, 217 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: 0.06/-/-注3) 圃場B: 0.06/-/-注3) 圃場C: 0.05/-/-注3)
温州みかん (果肉)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	21, 30, 45	圃場A: *<0.01/-/- (*1回, 21日) 圃場B: *<0.01/-/- (*1回, 21日)
	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500, 600 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: <0.01/-/- 圃場B: <0.01/-/-
温州みかん (果皮)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	21, 30, 45	圃場A: *2.23/-/- (*1回, 30日) 圃場B: *1.04/-/- (*1回, 30日)
	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500, 600 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: *1.37/-/- (*1回, 3日) 圃場B: *1.38/-/- (*1回, 3日)
温州みかん (果実)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	21, 30, 45	圃場A: *0.36/-/-注3) (*1回, 30日) 圃場B: *0.19/-/-注3) (*1回, 30日)
	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500, 600 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: *0.36/-/- (*1回, 3日) 圃場B: 0.33/-/-
なつみかん (果肉)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	21, 30, 45	圃場A: <0.01/-/- 圃場B: <0.01/-/-
	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	3, 7, 14	圃場A: *<0.01/-/- (*1回, 14日) (#) 圃場B: *<0.01/-/- (*1回, 14日) (#)

テブフェンピラドの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注1) 【テブフェンピラド/代謝物B(抱合体を含む。)/代謝物F(抱合体を含む。)]
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
なつみかん (果皮)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	21, 30, 45	圃場A: *0.64/-/- (*1回, 45日) 圃場B: *0.50/-/- (*1回, 30日)
	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	3, 7, 14	圃場A: *0.38/-/- (*1回, 14日) (#) 圃場B: *0.16/-/- (*1回, 14日) (#)
なつみかん (果実)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	21, 30, 45	圃場A: *0.22/-/-注3) (*1回, 45日) 圃場B: *0.17/-/-注3) (*1回, 30日)
	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	3, 7, 14	圃場A: *0.14/-/-注3) (*1回, 14日) (#) 圃場B: *0.08/-/- (*1回, 14日) (#)
ゆず (果実)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	21, 28, 44 21, 30, 44	圃場A: *0.16/-/- (*1回, 28日) 圃場B: *0.14/-/- (*1回, 44日)
すだち (果実)	1	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A: 0.18/-/-
りんご (果実)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	30, 43, 59 31, 46, 60	圃場A: *0.06/*<0.01/*<0.01 (*1回, 30日) 圃場B: *0.08/*<0.01/*<0.01 (*1回, 31日)
	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	14, 21	圃場A: 0.15/-/- 圃場B: 0.22/-/-
	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	1, 3, 7, 14, 21	圃場A: *0.22/-/- (*1回, 21日) 圃場B: 0.40/-/-
なし (果実)	2	10.0%水和剤	2000倍散布 500 L/10 a	1	30, 45, 60 32, 46, 60	圃場A: *0.02/-/- (*1回, 30日) 圃場B: *0.04/-/- (*1回, 32日)
	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	14, 21, 29, 44 14, 21, 30, 45	圃場A: 0.14/-/- 圃場B: 0.14/-/-
もも (果肉)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500, 400 L/10 a	1	14, 21, 30	圃場A: <0.01/-/- 圃場B: <0.01/-/-
	2	10.0%乳剤	1000倍散布 500, 200 L/10 a	1	13, 21, 30 14, 21, 30	圃場A: *<0.01/-/- (*1回, 13日) 圃場B: <0.01/-/-
もも (果皮)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500, 400 L/10 a	1	14, 21, 30	圃場A: 1.9/-/- 圃場B: *2.5/-/- (*1回, 30日)
	2	10.0%乳剤	1000倍散布 500, 200 L/10 a	1	13, 21, 30 14, 21, 30	圃場A: *1.83/-/- (*1回, 13日) 圃場B: *1.70/-/- (*1回, 21日)
もも (果実)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500, 400 L/10 a	1	14, 21, 30	圃場A: 0.293/-/-注4) 圃場B: *0.383/-/-注4) (*1回, 30日)
	2	10.0%乳剤	1000倍散布 500, 200 L/10 a	1	13, 21, 30 14, 21, 30	圃場A: *0.282/-/-注4) (*1回, 13日) 圃場B: *0.263/-/-注4) (*1回, 21日)
おうとう (果実)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	30, 45, 60 30, 44, 60	圃場A: <0.01/-/- 圃場B: 0.02/-/-
	2	10.0%乳剤	1000倍散布 500 L/10 a	1	31, 41, 60 30, 45, 60	圃場A: *0.04/-/- (*1回, 41日) 圃場B: 0.59/-/-
いちご (果実)	2	10.0%乳剤	3000倍散布 200 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: 0.06/-/- 圃場B: 0.10/-/-
	2	10.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A: 0.48/-/- 圃場B: 0.07/-/-
	2	10.0%乳剤	2000倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 0.44/-/- 圃場B: 0.48/-/-
	2	10.0%くん煙剤	75 g/400 m ³ くん煙	1	1, 3, 7	圃場A: 0.14/-/- 圃場B: 0.20/-/-
	2	10.0%くん煙剤	75 g/400 m ³ くん煙	2	1, 3, 7, 14	圃場A: 0.3/-/- 圃場B: 0.2/-/-
大粒ぶどう (果実)	2	10.0%水和剤	2000倍散布 500, 330 L/10 a	1	30, 45, 60 31, 46, 60	圃場A: 0.08/-/- 圃場B: *0.18/-/- (*1回, 31日)
かき (果実)	2	10.0%水和剤	2000倍散布 500 L/10 a	1	21, 28, 42, 56	圃場A: 0.07/-/- 圃場B: 0.07/-/-
パパイヤ (果実)	2	10.0%水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	1	3, 7, 14	圃場A: *0.14/-/- (*1回, 7日) 圃場B: 0.04/-/-
マンゴー (果実)	2	10.0%水和剤	1000倍散布 300, 200 L/10 a	1	14, 21, 30	圃場A: 0.05/-/- 圃場B: 0.05/-/-
いちじく (果実)	2	10.0%水和剤	2000倍散布 200 L/10 a	1	7, 14, 21, 30	圃場A: 0.10/-/- 圃場B: 0.06/-/-

テブフェンピラドの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験 圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注1) 【テブフェンピラド/代謝物B(抱合体を含む。)/代 謝物F(抱合体を含む。)]
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
茶 (荒茶)	2	10.0%乳剤	1000倍散布 400 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A : 0.51/-/- 圃場B : 0.36/-/-
茶 (浸出液)	2	10.0%乳剤	1000倍散布 400 L/10 a	1	7, 14, 21	圃場A : <0.04/-/- 圃場B : <0.04/-/-

- : 分析せず

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

代謝物B（抱合体を含む。）及び代謝物F（抱合体を含む。）の残留濃度は、テブフェンピラド濃度に換算した値で示した。

注2) 果肉と果実の重量比から計算した。

注3) 果肉と果皮の重量比から計算した。

注4) 果肉、果皮及び種子の重量比が不明のため、過去の作物残留試験等のデータから、それぞれの割合を果肉77%、果皮15%及び種子8%として果実全体の残留濃度を算出した。

テブフェンピラドの作物残留試験一覧表 (EU)

農作物	試験圃場数	試験条件			残留濃度 (mg/kg) ^{注1)}	
		剤型	使用量・使用方法	回数		
トマト (露地) (果実)	1	20%水和剤	1200倍 122 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)	1	0, 7, 14, 21	圃場A : 0.15 (1回, 14日)
	3		1250倍 121 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)		0, 3, 7, 14	圃場B : 0.078
			800倍 78 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)		0, 3, 7, 13	圃場C : 0.193
			1200倍 122 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)		0, 3, 8, 14	圃場A : 0.146
トマト (施設) (果実)	8	20%水和剤	1000倍 99 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)	1	0, 3, 7, 13	圃場A : 0.197 (1回, 7日)
			1000倍 98 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)		0, 3, 7, 14	圃場B : 0.169
			1200倍 123 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)			圃場C : 0.200
			1200倍 120 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)			圃場D : 0.286
			1200倍 121 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)			圃場E : 0.334 (1回, 7日)
			1000倍 99 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)			圃場F : 0.285 (1日, 7日)
			1200倍 123 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)			3
			1000倍 101 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)		4	圃場H : 0.231
きゅうり (露地) (果実)	6	20%水和剤	1000倍 98 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)	1	0, 1, 3	圃場A : 0.048
			1000倍 100 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)			圃場B : 0.030
			1000倍 97 L/10 a 散布 (0.19 kg ai/ha)		3	圃場C : 0.093 ^{注2)}
			1000倍 108 L/10 a 散布 (0.22 kg ai/ha)			圃場D : 0.067
			1000倍 100 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)			圃場E : 0.112
			1000倍 95 L/10 a 散布 (0.19 kg ai/ha)			圃場F : 0.095
	2	1000倍 80 L/10 a 散布 (0.16 kg ai/ha)	0, 7, 14, 21	圃場A : <0.05 (1回, 14日) (#) 圃場B : 0.05 (1回, 14日) (#)		
	きゅうり (施設) (果実)	8	20%水和剤	1000倍 101 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)	1	3
1000倍 100 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)				圃場B : 0.047		
1200倍 122 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)				圃場C : 0.088		
1200倍 120 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)				圃場D : 0.034		
1000倍 95 L/10 a 散布 (0.19 kg ai/ha)				圃場E : 0.189		
1200倍 121 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)				圃場F : 0.077		
1200倍 120 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)				圃場G : 0.049		
1000倍 100 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)				0, 3, 7, 14		圃場H : <0.05

テブフェンピラドの作物残留試験一覧表 (EU)

農作物	試験圃場数	試験条件			残留濃度 (mg/kg) 注1)	
		剤型	使用量・使用方法	回数		経過日数
もも (露地)	8	20%水和剤	1850倍 119 L/10 a 散布 (0.13 kg ai/ha)	1	14, 21	圃場A : 0.115
			2300倍 149 L/10 a 散布 (0.13 kg ai/ha)			圃場B : 0.077
			1920倍 121 L/10 a 散布 (0.13 kg ai/ha)		0, 7, 14, 20, 27	圃場C : 0.146
			1850倍 121 L/10 a 散布 (0.13 kg ai/ha)		0, 7, 14, 21, 28	圃場D : 0.162 (1回, 21日) 圃場E : 0.078 (1回, 21日)
			2000倍 100 L/10 a 散布 (0.10 kg ai/ha)		0, 3, 7, 14, 28, 42, 59	圃場F : 0.19 (#)
			2000倍 200 L/10 a 散布 (0.20 kg ai/ha)			圃場F : 0.16 (#)
			2000倍 80 L/10 a 散布 (0.080 kg ai/ha)		7, 14	圃場G : 0.076 (#)
			2000倍 93 L/10 a 散布 (0.093 kg ai/ha)			圃場G : <0.05 (#)
			500倍 25 L/10 a 散布 (0.10 kg ai/ha)		0, 7, 14, 21, 28	圃場H : 0.057 (1回, 28日) (#)

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について () 内に記載した。

注2) ズッキーニの残留濃度であるが、EFSAの評価においてこれもきゅうりに含めて基準値が定められている。

テブフェンピラドの作物残留試験一覧表 (韓国)

農作物	試験圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) ^{注)}
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
えごま (露地) (葉)	1	10.0%乳剤	1000倍 200 L/10 a	3	1, 3, 5, 7	圃場A : 2.97 (3回, 3日) (#)
	1		2000倍 250 L/10 a	2	1, 3, 5, 7	圃場A : 0.68
とうがらし (果実)	3	10.0%乳剤	2000倍 180~187 L/10 a	2	0, 1, 3, 5, 7, 14	圃場A : 0.197
						圃場B : 0.123
						圃場C : 0.233

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

今回、新たに提出された作物残留試験成績に網を付けて示している。

注) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について()内に記載した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
小豆類	0.2	0.2	○			0.01,0.04(¥)
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
トマト	0.8	0.8			0.8 EU	【0.169~0.334(n=8)(EUトマト)】
なす	0.5	0.5	○			0.08,0.18(¥)
その他のなす科野菜	0.5		IT		0.5 韓国	【0.123,0.197,0.233(韓国とうがらし)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.5	○		0.3 EU	【<0.05~0.189(n=8)(EUきゅうり)】
すいか		0.05	○			
すいか(果皮を含む。)	0.07		○			0.02,0.02,0.03
メロン類果実		0.05	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2		○			0.05,0.06,0.06
その他の野菜	3	3			5 韓国	【0.68,1.49(¥)(#)(韓国えごま(葉))】※1
みかん		0.05	○			
みかん(外果皮を含む。)	1		○			0.33,0.36(¥)
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○			0.17,0.22(¥)
レモン	0.5	1	○			0.14,0.16(ゆず)、0.18(すだち)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
グレープフルーツ	0.7	1	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.5	1	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	1	1	○			(みかん(外果皮を含む。))参照
りんご	1	1	○			0.15~0.40(n=4)
日本なし	0.5	0.5	○			0.14,0.14(¥)
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
もも		0.03	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	1		○			0.263~0.383(n=4)
ネクタリン	0.4	0.4			0.4 EU	【0.077~0.162(n=5)(EUもも)】
あんず(アプリコットを含む。)	0.4	0.4			0.4 EU	【ネクタリン参照】
すもも(プルーンを含む。)		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○			<0.01~0.59(n=4)
いちご	1	1	○			0.44,0.48(¥)
ラズベリー		0.2				
その他のベリー類果実		2				
ぶどう	0.5	0.5	○			0.08,0.18(¥)
かき	0.3	0.3	○			0.07,0.07(¥)
パパイヤ	0.5	0.5	○			0.04,0.14(¥)
マンゴー	0.2	0.2	○			0.05,0.05(¥)
その他の果実	0.3	0.3	○			0.06,0.10(¥)(いちじく)
茶	2	2	○			0.36,0.51(¥)(荒茶)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
その他のスパイス	5	5	○			1.04,2.23(¥)(みかん果皮)
はちみつ	0.05					※2

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

斜線:食品区分を別途新設すること等に伴い、削除した食品区分

○:既に、国内において登録等がされているもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトランス申請されたもの

(#):適用の範囲内で試験が行われていない作物残留試験成績

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※1) えごまについては、プロポーシヨナリティ(proportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、えごまは10.0%乳剤2000倍散布を基に換算した。

※2) 「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

テブフェンピラドの推定摂取量 (単位: µg/人/day)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	国民全体 (1歳以上) EDI	幼児 (1~6歳) TMDI	幼児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
小豆類	0.2	0.025	0.5	0.1	0.2	0.0	0.2	0.0	0.8	0.1
さといも類 (やつかしらを含む。)	0.05	0.01	0.3	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.4	0.1
トマト	0.8	0.253	25.7	8.1	15.2	4.8	25.6	8.1	29.3	9.3
なす	0.5	0.13	6.0	1.6	1.1	0.3	5.0	1.3	8.6	2.2
その他のなす科野菜	0.5	0.184	0.6	0.2	0.1	0.0	0.6	0.2	0.6	0.2
きゅうり (カーキンを含む。)	0.3	0.074	6.2	1.5	2.9	0.7	4.3	1.1	7.7	1.9
ずいか (果皮を含む。)	0.07	0.023	0.5	0.2	0.4	0.1	1.0	0.3	0.8	0.3
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.2	0.057	0.7	0.2	0.5	0.2	0.9	0.3	0.8	0.2
その他の野菜	3	1.09	40.2	14.6	18.9	6.9	30.3	11.0	42.3	15.4
みかん (外果皮を含む。)	1	0.345	17.8	6.1	16.4	5.7	0.6	0.2	26.2	9.0
なつみかんの果実全体	0.7	0.195	0.9	0.3	0.5	0.1	3.4	0.9	1.5	0.4
レモン	0.5	0.16	0.3	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.3	0.1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	1	0.345	7.0	2.4	14.6	5.0	12.5	4.3	4.2	1.4
グレープフルーツ	0.7	0.195	2.9	0.8	1.6	0.4	6.2	1.7	2.5	0.7
ライム	0.5	0.16	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
その他のかんきつ類果実	1	0.345	5.9	2.0	2.7	0.9	2.5	0.9	9.5	3.3
りんご	1	0.248	24.2	6.0	30.9	7.7	18.8	4.7	32.4	8.0
日本なし	0.5	0.14	3.2	0.9	1.7	0.5	4.6	1.3	3.9	1.1
西洋なし	0.5	0.14	0.3	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.3	0.1
もも (果皮及び種子を含む。)	1	0.305	3.4	1.0	3.7	1.1	5.3	1.6	4.4	1.3
ネクタリン	0.4	0.116	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
あんず (アブリコットを含む。)	0.4	0.116	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
おうとう (チェリーを含む。)	1	0.165	0.4	0.1	0.7	0.1	0.1	0.0	0.3	0.0
いちご	1	0.46	5.4	2.5	7.8	3.6	5.2	2.4	5.9	2.7
ぶどう	0.5	0.13	4.4	1.1	4.1	1.1	10.1	2.6	4.5	1.2
かき	0.3	0.07	3.0	0.7	0.5	0.1	1.2	0.3	5.5	1.3
パパイヤ	0.5	0.09	0.1	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
マンゴー	0.2	0.05	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
その他の果実	0.3	0.08	0.4	0.1	0.1	0.0	0.3	0.1	0.5	0.1
茶	2	0.04	13.2	0.3	2.0	0.0	7.4	0.1	18.8	0.4
その他のスパイス	5	1.635	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	1.0	0.3
はちみつ	0.05	● 0.05	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
計			174.1	51.3	127.6	39.8	146.9	43.8	213.2	61.4
ADI比 (%)			38.5	11.4	94.3	29.4	30.6	9.1	46.3	13.3

TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

●：個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値 (案) の数値を用いた。

その他の野菜については、プロポーションナリティ (proportionality) の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した値を評価に用いた。

茶については、浸出液における作物残留試験結果を用いてEDI試算をした。

テブフェンピラドの推定摂取量（短期）：国民全体(1歳以上)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/day)	ESTI/ARFD (%)
小豆類	いんげん	0.2	○ 0.025	0.0	0
さといも類 (やつがしらを含む。)	さといも	0.05	0.05	0.3	0
トマト	トマト	0.8	○ 0.334	3.7	2
なす	なす	0.5	0.5	3.2	2
その他のなす科野菜	とうがらし (生)	0.5	0.5	0.8	1
	ししとう	0.5	0.5	0.5	0
きゅうり (ガーキンを含む。)	きゅうり	0.3	○ 0.189	1.2	1
すいか (果皮を含む。)	すいか	0.07	0.07	2.3	2
メロン類果実 (果皮を含む。)	メロン	0.2	0.2	3.4	2
その他の野菜	ずいき	3	3	30.4	20
	もやし	3	3	6.9	5
	れんこん	3	3	18.7	10
	そら豆 (生)	3	3	8.8	6
みかん (外果皮を含む。)	みかん	1	1	9.3	6
なつみかんの果実全体	なつみかん	0.7	0.7	8.7	6
レモン	レモン	0.5	0.5	1.0	1
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	オレンジ	1	1	9.4	6
	オレンジ果汁	1	○ 0.345	3.4	2
グレープフルーツ	グレープフルーツ	0.7	0.7	12.0	8
その他のかんきつ類果実	きんかん	1	1	2.4	2
	ぼんかん	1	1	10.5	7
	ゆず	1	1	1.6	1
	すだち	1	1	1.6	1
りんご	りんご	1	○ 0.4	5.7	4
	りんご果汁	1	○ 0.248	2.6	2
日本なし	日本なし	0.5	0.5	7.6	5
西洋なし	西洋なし	0.5	0.5	7.0	5
もも (果皮及び種子を含む。)	もも	1	○ 0.383	5.2	3
おうとう (チェリーを含む。)	おうとう	1	○ 0.59	1.5	1
いちご	いちご	1	1	3.8	3
ぶどう	ぶどう	0.5	0.5	6.7	4
かき	かき	0.3	0.3	4.3	3
マンゴー	マンゴー	0.2	0.2	2.7	2
その他の果実	いちじく	0.3	0.3	2.3	2
茶	緑茶類	2	○ 0.04	0.0	0
はちみつ	はちみつ	0.05	0.05	0.0	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARFD(%)の値は、有効数字1桁 (値が100を超える場合は有効数字2桁) とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用いて短期摂取量を推計した。

○を付していない食品については、基準値案の値を使用した。

その他の野菜については、プロポーシヨナリティ (proportionality) の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した値を評価に用いた。

茶については、浸出液における作物残留試験結果を用いて試算をした。

テブフェンピラドの推定摂取量（短期）：幼小児(1～6歳)

食品名 (基準値設定対象)	食品名 (ESTI推定対象)	基準値案 (ppm)	評価に用いた 数値 (ppm)	ESTI ($\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/day)	ESTI/ARFD (%)
さといも類 (やつがしらを含む。)	さといも	0.05	0.05	0.6	0
トマト	トマト	0.8	○ 0.334	9.1	6
なす	なす	0.5	0.5	7.8	5
きゅうり (ガーキンを含む。)	きゅうり	0.3	○ 0.189	2.8	2
すいか (果皮を含む。)	すいか	0.07	0.07	6.1	4
メロン類果実 (果皮を含む。)	メロン	0.2	0.2	5.9	4
その他の野菜	もやし	3	3	12.6	8
	れんこん	3	3	30.8	20
みかん (外果皮を含む。)	みかん	1	1	27.4	20
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	オレンジ	1	1	26.9	20
	オレンジ果汁	1	○ 0.345	6.2	4
りんご	りんご	1	○ 0.4	12.8	9
	りんご果汁	1	○ 0.248	8.4	6
日本なし	日本なし	0.5	0.5	14.4	10
もも (果皮及び種子を含む。)	もも	1	○ 0.383	16.2	10
いちご	いちご	1	1	10.8	7
ぶどう	ぶどう	0.5	0.5	15.3	10
かき	かき	0.3	0.3	6.3	4
茶	緑茶類	2	○ 0.04	0.0	0
はちみつ	はちみつ	0.05	0.05	0.1	0

ESTI：短期推定摂取量 (Estimated Short-Term Intake)

ESTI/ARFD(%)の値は、有効数字1桁 (値が100を超える場合は有効数字2桁) とし四捨五入して算出した。

○：作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用いて短期摂取量を推計した。

○を付していない食品については、基準値案の値を使用した。

その他の野菜については、プロポーショナリティ (proportionality) の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した値を評価に用いた。

茶については、浸出液における作物残留試験結果を用いて試算をした。

(参考)

これまでの経緯

平成17年	11月29日	残留農薬基準告示
平成22年	11月24日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：さといも、りんご）
平成23年	1月6日	インポートトレランス申請（えごまの葉）
平成23年	1月20日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成23年	5月9日	インポートトレランス申請（トマト、もも等）
平成30年	5月22日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成30年	8月23日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
令和元年	5月30日	残留基準告示
令和4年	7月8日	インポートトレランス申請（とうがらし）
令和5年	3月8日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和5年	5月17日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和5年	8月31日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
令和5年	9月12日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- ◎ 穂山 浩 学校法人星薬科大学薬学部薬品分析化学研究室教授
井之上 浩一 学校法人立命館立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室教授
大山 和俊 一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
○ 折戸 謙介 学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部生理学教授
加藤 くみ子 学校法人北里研究所北里大学薬学部分析化学教室教授
神田 真軌 東京都健康安全研究センター食品化学部副参事研究員
魏 民 公立大学法人大阪大阪公立大学大学院医学研究科
環境リスク評価学准教授
佐藤 洋 国立大学法人岩手大学農学部共同獣医学科比較薬理毒性学研究室教授
佐野 元彦 国立大学法人東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
須恵 雅之 学校法人東京農業大学応用生物科学部農芸化学科
生物有機化学研究室教授
瀧本 秀美 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事
（兼）国立健康・栄養研究所所長
田口 貴章 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
中島 美紀 国立大学法人金沢大学ナノ生命科学研究所
薬物代謝安全性学研究室教授
根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部主任研究官
野田 隆志 一般社団法人日本植物防疫協会信頼性保証室付技術顧問
二村 睦子 日本生活協同組合連合会常務理事

(◎：部会長、○：部会長代理)

答申（案）

テブフェンピラドについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

テブフェンピラド

今回残留基準値を設定する「テブフェンピラド」の規制対象は、テブフェンピラドのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
小豆類 ^{注1)}	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	0.05
トマト	0.8
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.07
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
その他の野菜 ^{注3)}	3
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	1
りんご	1
日本なし	0.5
西洋なし	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	1
ネクタリン	0.4
あんず（アプリコットを含む。）	0.4
おうとう（チェリーを含む。）	1
いちご	1
ぶどう	0.5
かき	0.3
パパイヤ	0.5
マンゴー	0.2
その他の果実 ^{注5)}	0.3
茶	2

食品名	残留基準値 ppm
その他のスパイス ^{注6)}	5
はちみつ	0.05

注1) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注6) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。